

《論文》

子ども期における貧困とケアサポート ——フィリピンでのソーシャルワーク事例を通じた検討——

渋谷 光 美

フィリピンでは、2018年のGDP成長率は6.2%と高成長率を維持している一方で、貧困率は21.6%であり、特に路上やスラムなど、厳しい環境下で生活している子どもたちは絶対貧困状態に置かれ、生活上の困難を抱えている。今回調査依頼をしたNGOは、援助対象の子どもと共にその家族状況をアセスメントした上で、とくに親への関わりを強化していた。子どもが将来への希望を抱けるような支援、とりわけ、性暴力被害の子どもが自分自身を解放できる過程を、裁判訴訟への準備期間も含め、生活の立て直しとして実践していた。貧困層の子どもの教育とケアにおける展望の方向性を示唆する活動の意義は決して少なくはないと考えられた。

キーワード：路上やスラムでの生活、子どもの貧困、性暴力被害と裁判、NGO（非政府組織）、ソーシャルワーク

1 はじめに

「一人の子どもが、路上で生活をしている。厳しい状態の子どもがいる。その子ども一人がより良く生きていくためにどうあるべきかを伝えることができ、その子の日々の生活の中でその子が変わっていったときに、自分が子どもの時に味わった辛いことを、自分の子どもには味わせたくないと思ったら、その人は何らかの努力をするであろう、それがより良い状態。そして、自分が家族をもって子どもができた時に、路上で生活するような状態を、その子はきつと作らないであろう。

そうすると、ひとりの子どもを救うことが、その子を通じた、すべてのジェネレーション、一つの世代を救うことにつながる。だからこの仕事が大事だと、私は思っている。

ひとりの子どもを暴力や虐待から救うことができれば、その子の将来、その子の次の世代は虐待を受けないようにする。虐待の連鎖、その連鎖を無くすということだ。」

これは、今回筆者がインタビューした、フィリピンのソーシャルワーカーの語りである。

フィリピンは、2018年のGDP成長率が6.2%と高成長率を維持している一方で、貧困率（1日100円程度で暮らす人の割合）は21.6%と所得格差は極めて大きく、公的年金制度や公的医療保険の支払い体制も充分ではない¹⁾状態である。

保健省、教育省、社会福祉開発省によって6歳児未満を対象としたECCD（Early childhood care and development）が進められ、特に貧困層の児童の保育と初等教育への橋渡しが目指されている。同プログラム下では休み時間に軽食を支給する補助給食が実施されている。全てのバランガイ（村・地区）は、両親が働いており、かつ祖父母や親戚が世話をすることができない就学前（6歳未満）の児童に対する保育施設（day care center）を設けることとされており、

地方自治体が必要な補助を行うこととしている²⁾。

フィリピンでは「子供虐待・搾取・差別に関する特別防止法」によって14歳以下の子どもの雇用労働を「児童労働」とみなし原則として禁じている³⁾。施設保護は、社会福祉開発省の定める基準の下、NGO（非政府組織）が運営する施設で行われる保護事業であり、棄児、孤児、ストリートチルドレン等の保護施設、虐待、性的虐待などを受けた少女の保護施設等がある。

今回訪問し、調査依頼をしたNGOは、社会福祉開発省に認可を受け、子どもたちのケースを通じて政府と連携し活動している。政府による経済的支援がないため、海外からの寄付を募るなどして、1988年からメトロ・マニラ（マニラ首都圏）において貧困層のコミュニティをサポートし、ストリートチルドレン等への教育支援、生活支援を行っている。子どもたちが通学できるように奨学金を出して継続的に支援している。

平日にはオープンデイケアセンターを運営し、食事や水浴びの提供と教育支援が行われている。また一時保護をした後は、親元に戻って通学もできるように支援するが、それが適わない場合や身寄りがいない子どものための保護施設も2か所運営している。

親元に戻れた場合は、アフターケアプログラムを実践し、子どもと親との状況をサポートしていく。かなりの長い期間をかけて、その子どもと親の関係を見守り家庭訪問もする。親にはNGO主催のセミナーにも参加してもらい、子どもと一対一で関わる時間も確保し、地域の政府職員、専門職とも連携して支援を継続する。

下の写真は、NGOの保護事業所の学習室と教員（写真1）、屋上でのレクリエーション活動の様子（写真2）、食堂（写真3）である。



写真1



写真2



写真3

ここはNGOの本部でもあるが、子どもの裁判訴訟の弁護士との調整や、心理判定等もなされる。主には、保護した直後の子どもたちの心身状況のアセスメントをしている。親とのコミュニケーションから情報を得ても信憑性が希薄な場合は、地域に出向いて確認をとる。子どもによっては感染症や皮膚病を患っていたり、栄養失調になっていたたり、精神的異常が認められる状態の場合もあるからだ。ソーシャルワーカーや教員もいて、ストリートチルドレンだった子どもたちが、日常生活の経験を積み共同生活を送れるよう、また通学できる状態になるまでの準備をしていく。

特に性暴力被害の子どもたちが、裁判を控えている場合は、その準備をすることに集中させなければならない。今年オンラインでの性暴力被害の子どもたちが裁判をしているため、特別に面倒を見ている子どもたちが複数人いるという。裁判を控えている子どもが、家には戻れないが学校には行けるとい状態の場合は、学校の教員とも連携して、この保護事業所内で学習することで、進級に影響のない状態で裁判に臨めるように支援をしている。フィリピンでは、

ホームスクーリングが取り入れられている。

2 研究目的と方法

2-1 研究目的

本研究は、フィリピンにおける貧困や虐待等、何らかの理由で生活上の困難を抱える子どもへの社会的ケアサポートの実情を把握し、そのケアのあり様に関する展望と課題を考察することを目的としている。本稿では、フィリピンのメトロ・マニラにおいて、貧困層の人々に対して、子ども期からのケアサポートを行っているNGOのスタッフへのインタビューを通じて、支援実践の一端を把握し、検討する。

2-2 研究方法、倫理的配慮

ストリートチルドレン等への支援活動しているNGOを訪問し、NGO代表者とスタッフ、合わせて5名へのインタビュー調査を実施した。

インタビュー項目は、①属性、②子どもへの日常的なケアサポートに関して、印象的な事例、子どもに変化が生じた事例、子どもの親に変化が生じた事例、③ケアサポート時に大事にしている考え方や態度、④受講した研修内容と今後受講したい研修内容である。

本稿では、インタビュー結果を踏まえて、語られた事例と話題となった事柄に関して要約整理し、ケアサポート実践の概要を把握し、考察した。なお、インタビューは英語であり、本稿の日本語表記については筆者の責任に帰す。

倫理的配慮について、羽衣国際大学倫理委員会の承認を得て、現地調査では個人が特定されないようにし、調査結果、写真は研究目的以外には使用せず、学術的方法で発表することを説明し同意を得て実施した。

調査期間は、2019年12月27日～2020年1月4日である。

3 インタビュー調査結果

本稿では、インタビュー項目の①属性、②子どもへの日常的なケアサポートに関する事例の一部を記載する。なお、③ケアサポート時に大事にしている考え方や態度、④受講した研修内容と今後受講したい研修内容については、別の機会を得て報告したい。

属性は、表1にまとめて記載した。また、事例については、印象的な事例を表2に、子どもに変化が生じた事例は表3に、子どもの親に変化が生じた事例は表4に、それぞれインタビューで語られた事例の一部を取り上げ、要約して示した。表には、援助対象者の年齢や家族構成に関連する項目、対象者の生活状況、その後の経緯、援助者から見た状況について、要約した内容を分けて記載した。

さらに、インタビューで話題となった事柄に関する結果を、1) NGOでサポートする子ども、2) NGOのスタッフ、3) 家族による子どもへの虐待、4) 家族による性暴力の被害、5) 性暴力被害の子どもが裁判で訴えるということ、6) 通学する子どもへの差別や偏見の防止として要約し、記載した。

3-1 属性について

【表1 属性】

	性別	年齢	資格、(準ずるもの)	経験年数	就労経験場所
A	女性	61~	ソーシャルワーカー、会計士	32年	子ども事業所、他
B	男性	31~40	ソーシャルワーカー	16年4か月	子ども事業所、他
C	女性	51~60	(教員)(ケアギバー)	15年6か月	障がい児施設、他
D	女性	31~40	ソーシャルワーカー	10年6か月	子ども事業所
E	女性	21~30	ソーシャルワーカー	3か月	子ども事業所

3-2 事例について

【表2 印象的な事例】

	年齢等	生活状況	その後の経緯	援助者から見た状況
1	両親、5人兄弟の長女、15歳	田舎から出てきて、路上生活をしていて。服も、水浴びもして、路上の子という雰囲気の全く無い子であった。住み込みのお手伝いとして働きながら、高校に通った。	高校を卒業後は、奨学金を受け、寮に入った。大学に通い、ITの勉強をした。卒業後は、奨学金を提供してくれた会社に就職した。今は生活費を得て、母親の面倒を見ながら、妹、弟たちの学費を賄っている。	彼女は、教育を受けたい、勉強をしたいという気持ちが人一倍強かった。路上で一生暮らすようなストリートファミリーの生活だけはしたくないとの強い意志もっていた。
2	母親、子ども3人(異父姉妹)6歳、4歳、3歳、祖母とで路上生活、祖父は刑務所	母親は三回の事実婚で、其々の夫との間に、一人ずつ子どもができたが、夫は出て行き、路上生活。役人が路上生活者を狩り集めたが、そこから逃げ出て戻ってきた。酷暑、ひどい雨の時、どこに身を置か、いつも悩んでいた。	母親は、子どもを保護施設に預けようとはしなかった。交通事故で真ん中の子が亡くなった。その保障金の残りでお金を借りて、祖母が物乞いやゴミ山で見つけた物を売り生活を支えた。子どもはケアセンターに来て、食事、水浴び、投薬などができた。政府のプログラムに入ることができ、学校に通えた。子どもが大きくなり、母親は高卒だったので、レストランで就労できた。	刑務所の祖父の件も含め、彼女らの様々な困難の状況から、まず家族の状況をアセスメントし、チームケアを実践。教師、心理療法士、医療関係者等、多職種でケーススタディーを行った。親の教育に注力し、住む場所と食べ物を用意する方法をともに考え、子どもはいつでも預かれるからと、家族の希望になれるようにしてきた。何かあれば自分からセンターを訪ね、相談しに来てくれた。
3	母親と娘、路上生活	彼女はかわいい子で、ただ路上で母親の傍で何かを売っていた。その時は学校には行っていなかった。路上で知り合った二人の男に、13歳の時に性暴力を受けていた。	高校生の時、性暴力を受けていることに対して、闘おうという強い決心をして、本人が性暴力者を裁判で訴えて勝訴した。裁判は、3~5年かかる時もある。一人は病死し、ひとりとは終身刑で刑務所。勝訴後には、保護施設から母親の元に戻った。その後、大学に行くことを決め、奨学金を得て、寮から通学した。	裁判はとても厳しいことだが、それも乗り越えることができ、彼女の自信につながった。ソーシャルワーカーに励まされ、弁護士等のサポートにエンパワーされて勝訴した。支援者からの奨学金は、学費だけではなく、寮生活に必要なお金も支給してもらう。生活保障としてと、社会的自立への訓練のため。
4	18歳、5人兄弟(異父)の長女	15歳位まで路上で生活し、性暴力を受けていた。	一時は保護施設にいたが、母親と義父の元で生活した。路上にいる時は、学校には行っては辞めの繰り返しだった。でも一生懸命勉強する子で、奨学金を得て、高校、大学を卒業した。	地域での生活しながら、オープンデイケアセンターに通い、支援を受けていた。大学卒業後、ITの企業に就職でき、3年になる。

【表3 子どもに変化が生じた事例】

	年齢等	生活状況	その後の経緯	援助者から見た状況
1	13歳、 女兒	子どもの娼婦だった。母親が彼女を外国人に売った。その後、彼女は、外国人の幼児買収者に、地域でそういう子を見つけては紹介をするという仕事もしていた。保護されたが逃げて路上生活に戻り、18歳頃は病気に罹って瘦せ細っていた。	彼女が知っている生活は娼婦しかなかったから、それが間違いだと思ったのは、彼女のことを心配してくれる人に出会った後の話。多くの娼婦の子を知っていた彼女を、ストリートエデュケーターと位置づけ、問題を抱えている子どもたちに会うための手助けをしてもらい、一緒に支援活動をした。ある程度訓練を積んだ後、かつて自分が保護された性暴力被害者を保護する施設でエデュケーターとして働いている。	彼女が変われたのは、愛だと思う。彼女を受け入れること。彼女を批判したこともないし、彼女に会ったらすぐハグする人々に出会えたこと。彼女から私が学んだのは、「許す」ということ。自分や姉妹を外国人に売った母親を許して、刑務所で病気になった母親が出所後には、自宅であるまで面倒見ことができる。母親が亡くなった日、彼女から連絡があり、相談された。母親をきちっと埋葬できる墓が作れるようにお世話をした。
2	シングル マザー、 子どもは 6人姉妹	橋の下に居住、母親は洗濯婦をして、6人を育てていた。父親は、シンナー中毒、心臓病で亡くなった。暴力もあった。長女は、母親とともに家計を支えた。橋の下というのはとても厳しい生活だ。200人位が周辺で暮らしていた。台風が来る度に転々とするような状況だった。	子どもの仕事は、ペットボトルなどを集めて、ジャンクショップなどで現金に変えること。長女と次女は、性暴力の被害者だった。しかし、次女と三女は奨学金により、大学を卒業し、ソーシャルワーカーになった。次女は高齢者施設、三女はこのセンターで就労し、妹たちのサポートをしている。母親はバランガイの事務所で働いている。家族のために働いてきた長女は30歳だが、どうしても大学を卒業したいというので、今資格を持って働いている姉妹が、姉の学費を工面している。	父親はいないが、家族の心の結びつきがしっかりしていた。常に助け合い、お互いを大事にし合いたい。そして学業を終えたい、大学まで行きたいという気持ちを親も子も全員が持っていた。あまりにも経済が厳しいので一度は学校を辞めたが、とにかく勉強だけは終わらせようとスポンサーを探した。母親は大学を中退しており、大学では会計の勉強をしていた。駆け落ちし、その夫から暴力を受けていた。橋の下で暮らしていた時、企業（ジョリビー）企画の「より良い家族」に、この家族が入賞していた。
3	11歳 男児、 母親	子どもは路上生活で物乞いをし、シンナーを吸っていた。母親は家政婦の仕事で、子どもの面倒は見えていなかった。	保護されても、時間を守るなど規則に縛られるのが嫌で、すぐ逃げようとしたが、勉強することの大切さを伝え、保護事業所で3年間を過ごした。高校卒業後、ITの専門学校に進学。卒業後は、母校でインストラクターとして教える側の仕事をしている。	路上での生活中に常にソーシャルワーカーが話しかけた。学校で勉強ができて、将来こういう未来が待っているよと。家族が貧困から脱出する未来を伝えた。また親たちの教育を大事にしている。できるだけ子どもの権利を伝え、励まし、それで親が大丈夫となり、親の元から通学させた。
4	11歳の兄、 9歳の妹	両親はいない。親戚の人から、叩かれ殴られる虐待を受けていた。兄は軽度の知的障害があり、とにかく、誰かのものを壊す、誰かのものを投げ飛ばす。周りの人に、何かの怒りを示していた。	保護されて来た頃は、二人で他の子たちに、何か悪さをし、喧嘩を吹きかけていた。とにかく何でも蹴って、ナイフを持っていた。関わりを深める中で、心の中にたまっているものを全部言えるようになっていった。彼がずっと言っていたのは、親がどこにいるかわからない、僕には親がない、その繰り返しだった。	路上にいた子だが、自分を守るためには、ただ相手を攻撃するしかないと思ったようだ。その子を安心させること、多分自分がされているようにしているわけだから、愛情を示し、あなたのことを大事に思っているというアプローチをする中で、彼自身も相手を大事にするように変わってきた。相手の思っていること、何に悩んでいるのかに、耳を傾けるようになっていた。

【表4 子どもの親に変化が生じた事例】

	年齢等	生活状況	その後の経緯	援助者から見た状況
1	母親、 6歳、男児	母親は、貧困と夫の暴力もあって、子どもを叩くなどの虐待をしていた。子どもの身体には青あざが一杯であった。	保護して集団生活ができるようにし、入寮後、通学できるようになった。寮にいるわが子の成長が、母親にとって励みになった。子どもが変わっていく様子を見て母親も変わっていった。母親へのカウンセリングは続けた。	親を集めて行う、毎月のセミナーの中で母親は変わっていった。子どもと母親とが暮らす前に一番気にしたのは、母親は責任を持つ親に成長できているのかどうかということ。今は、子どもの世話をし、母親らしいことができるようになり、決して暴力は振るわない。
2	父親が刑務所（薬物）、 母親は妊娠、 出産。 子ども7人	刑務所に面会するようになって、母親は妊娠し、出産した。父親の出所後、家族一緒に住みたいというので、保護していた子どもを親の元に戻したら、また路上生活に逆戻りした。	父親は母親への暴力が酷くなり、仕事もしなくなった。上の子二人と末子以外は、2か所の保護施設で預かった。家族は路上生活だが、住む場所を確保するため、父親も働きだしたが、長男は窃盗、シンナー中毒と問題あり。両親ともが良い方に変わるようにサポートしている。	今は夫婦仲良くしているから、一緒に目標を決めさせて、母親も働けるようにサポートして、家族と一緒に住めるところを作ることを支援している。母親は子どもの頃に家族による性暴力を受け、家族からも見捨てられ田舎から逃げてきている。夫だけが、彼女の言葉を信じてくれた。夫と別れても彼女には戻るところがない。
3	父子家庭、 6歳と7歳の兄弟	父親は建築労働者で働くことだけに集中して、子どもはネグレクト状態になっていた。子どもが一日中ストリートにいるような状態で、学校には行かずに物乞いをしたり、シンナーを吸ったりしていた。夜は父親の家に帰っていた。	親へのセミナーに父親が参加するようになって、目標を持った。まずは住むところを確保するという、子どもたちをいずれは迎入れて一緒に暮らすということ。その後、新しい妻を迎え、子どもも迎えて家族で暮らすことができた。父親は、子どもが保護されて初めて、子どもの生活に問題があることに気付いた。保護されなければ、子どもは犯罪者やもっと悪い状況になっていたかもしれないと痛感した。	今のままでは、子どもを返すわけにはいかない、どうしたら子どもと一緒に暮らせるか、それは定職を持つこと、安定して子どもが住まうところを用意することという条件を付けた。子どもが路上に居続けることがどんなに良くないかということ、子どもの教育を受ける権利、教育を受けさせることが親の義務であることを伝えた。父親は親のセミナーに一回も遅刻、欠席しなかったのも、セミナーのモデルスタンディングとして表彰した。毎年その表彰を受けることを励みに、良い父親になる努力をしていた。

3-2-1 インタビューで話題となった事柄について

1) NGOでサポートする子ども

- 行政や他のNGOの両方から、保護施設の定員に空きがある場合はお願いしたいとの依頼がある。赤ちゃんの場合は、赤ちゃん専門の施設がある。赤ちゃんで、親がおらず養子縁組がいいのではないかという場合は、養子縁組専門の施設を紹介する。ここは養子縁組のライセンスを持っていないためだ。ストリートでのエデュケーションプログラムをやっているの、路上から保護が必要という場合もある。
- 年齢は、男の子は5歳から12歳まで。女の子は、6歳から16歳まで。高校通学の場合は卒業する18歳まで。小学校6年生だけど知的障害があるから21歳の子もいる。
- 保護施設は、3階までが宿泊部屋、4階の一部は図書館、屋上では簡単な空の下の行事、誕生会等の交流会を行っている。
- ボーイズホームは高校生までの25人と、大人になった15人の寮がある。15人の中には、シン

ナーが原因での知的障害や生後から知的障害のある場合、また親の暴力が原因で脳を損傷し、後遺症で身体が不自由になった人など、本当に行くところがない場合に入居している。20ヘクタールの農園を持っていて、そこに建物があり、入居者が農園で働いている。

2) NGOのスタッフ

- 現在は135人子どもたちとスタッフは42名。ソーシャルワーカーが11人、ハウスピアレント、教員の役割の者が10人。ハウスピアレントは、まず料理を作らなければならない。食事の時、寝る時の生活、掃除をする等の日々の生活行為を一緒に行う。
- 看護師を必ず配置している。ライセンスがある場合、ない場合があるが。その看護師は、子どもが病気になれば、その子どもを病院に連れて行かなければならない。もし隔離が必要な際には、その子どもの世話をする人でもある。
- 教育は教師、ライセンスのあるなしもあるが、教師の役割は、学校の予習復習、教科の勉強、それから心理療法士も2人いる。子どものアセスメントをし、メンタルカウンセリングをする。
- 中でもソーシャルワーカーは、各施設の運営そのものを担当し施設長にもなる。それぞれのセンター・施設とコミュニティ、政府とをつなぐ役割。また通学させるため、学校等、外部との渉外を担当するのもソーシャルワーカーになる。もちろん個々のケアも行い、それぞれのスタッフの仕事全体を俯瞰する役割もある。
- さらに性暴力に対する裁判、この場合は、本当に一人のソーシャルワーカーがしっかりとその子について、公判への同行はもちろん、行く前の準備等も行う。しかし、担当スタッフが一人だけでやるわけではない。心理療法士が子どもの心の状態のケアをし、問題があれば心理療法専門家の治療を受けに行くように勧めることもある。
- そしてソーシャルワーカーはそれぞれの子どものケースのファイリング、文書管理をする。もちろん、その子の生活全体にわたって、栄養士をはじめ、外部の人にも相談することもでき、子どもによって、こういう専門店的知識をもった人のサポートが必要だという場合には、どこで確保するかという話にもなる。

3) 家族による子どもへの虐待

- 本当に酷い状態の場合、子どもを保護する。子どもが傷を負い、殴られている状況から脱した中で、その子が親に会いたいとか、帰りたいという気持ちがあれば、親にも伝え、このままでは返せないよと親の問題に取り組み、親にもカウンセリングをし、セミナーを受けに来てもらい、その度に説明をしていく。しかし、子どもが絶対に会いたくないという場合は、どんなに親が会いたいと思っても会わずことはない。
- 親のカウンセリングを進めていく中で、生活が落ち着いて、子どもに暴力を振るうことを反省し、本当に一緒に暮らす準備ができたということを、ソーシャルワーカーが判定して認めた場合、子どもと親とは何回か会うことになる。それで、その時に親が謝るとか、色々な形を見て、子どもが親元に帰ることを決心した場合は、親子共にアフターケアも行っていく。
- 今年からフィリピン担当省庁が法改正の通達をし、子どもの児童虐待のケースの場合、売春とか、そういう子どもの虐待全部に関しては、NGOのソーシャルワーカーの判断だけでは、家庭に戻すことができなくなった。フィリピン政府の職員、それは地域のコミュニティソー

シャルワーカーというのが、地域に住んでいる親の状態を踏まえて子どもを戻す判定をしたら、NGOも連携してその子どもを家庭に戻すことになった。これまでも連携はしてきているが。

4) 家族による性暴力の被害

- 父親が娘をレイプした。娘は父親を訴えることを決心したが、母親は、父親が刑務所に入ったら、妹弟を食べさせることができない、なぜお前は訴えたのだ、訴えるのを止めろと娘を責めた。母親までが娘の敵になり、娘を保護した上でサポートしていくことになった。
- ある子が祖父に性暴力を受けていたのは、母親が海外で働いていたので実家で面倒をみてもらっていた時だった。6歳の子だったが高熱を出したので病院に連れて行ったら、彼女の膣の中にちり紙が入っていて、それが腐敗した状態になり、感染して熱を発していたことがわかり、医者が驚いた。その時から子どもを保護したが、子どもの父親は、義父（娘の祖父）を訴えるのを止めるようにと主張した。

5) 性暴力被害の子どもが裁判で訴えるということ

- 性暴力の場合、今も色々な“me too”運動があるけれども、「仕方がなかった、私も悪かったかもしれない」と、それがその子を駄目にする。厳しくても裁判で闘っていく、そのことが自分を証明することになり、自信にもつながる。
- 未成年の子どもを弁護をしているNGOがある。私たちの弁護士の組織でもあるが、性暴力被害の裁判は無料である。子どもの性暴力に対してだけのNGOであり、それ以外のケースがあった場合は、もちろん有料で依頼するが。
- 裁判に訴える子どもが法廷に行くには、練習をしなければならない。なんと返事をするか、弁護士の質問にどう答えるか。そして、決して相手（被告）を見ないこと。そこにいても絶対にその人を見てはいけないと指導する。見て、相手に睨み返しをすると、トラウマになったり、夜眠れなくなるような状態に陥るので。だから絶対に見ない、そこにいるかもしれないけれども。質問に答えるためにも、絶対にその人のことを見てはいけなく、あくまでも弁護士のいうことを聴いて、弁護士の顔を見なさいという風に教える。あなたが頑張らなかったら、無罪になった時に、“ああ大丈夫なのだ”と、次には別な子に性暴力をするからと。
- 今フィリピンの裁判所では、暴力を受けた人が相手とは会わないように、別部屋になっていることが多い。これは、子どもの人権侵害、虐待に対して闘ってきたNGOが、法務省を動かしてきたということに他ならない。
- まず、彼女等が自信をもって裁判に臨めるようにする。そうでないと、「もういい」と諦めたり、投げやりになったりするからだ。正義のために闘う裁判そのものが、そのプロセスが、彼女らの傷を癒すことになる。暴力を受けて無力になっていたところから、日々成長していくのを見ていくのは本当に喜びである。
- それから、裁判に勝った時の喜びというのは、それはその子たちの大きな喜びにつながる。本人の気持ちは、解放された喜びである。喜びがあふれるような感じで。暴力を振るった犯人がもし無罪で解放されたら……裁判をしている間も、もしかしたら裁判に訴えたことで復讐されるのではないかという不安を、常に持たなければならない。そうではなくて、彼が終身刑になったということを知ること、安心して社会で暮らしていける。

6) 通学する子どもへの差別や偏見の防止

- 子どもの保護生活について、これは秘密事項である。就職をする時も、寮で生活しているときも、学校でも同じく。それはソーシャルワークの守秘義務でもある。
- 彼・彼女に何らかのレッテルが張られることは、絶対に避けなければならない。
普通の高校に通って、住んでいるところが保護施設であることから、教師も何らかの問題を抱えた子であるということはわかってきている。その子どものケースは絶対に教師には伝えない。何らかの問題を抱えている、たとえば親の暴力とか、性暴力の被害とか、何の問題ということは伝えない。逆に、ソーシャルワーカーは、うちの子たちは何らかの問題にチャレンジしている子だということを伝える。何か問題があれば、すぐに伝えてほしいということしか依頼しない。
- 学校で物が無くなったという、「保護施設から通っているあの子かもしれない」と、教師たちがまず疑った。かつては路上生活をしていた子ども達かもしれないが、教師が「あなたじゃないの」ということに対して、ソーシャルワーカーは闘ってきた。そうやっていくうちに、教師が差別することも無くなったし、今は普通の子どもの一人として、学校もちゃんと教育してくれている。そういう風に教師も変わった。そうなるようにソーシャルワーカーは闘っている。

以上がインタビュー調査の結果として、各項目に要約整理した内容である。

4 考察

今回調査依頼をしたNGOは、路上やスラムなど、厳しい環境下で生活している子どもたちへの支援活動を行っていた。インタビューでは、ポジティブな変化が見られた事例に着目したが、援助の結果よりもそのプロセスであるケアサポート実践の一端を把握することが重要であると考えた。

ユニセフ（UNICEF：国連児童基金）は、「ストリート・チルドレンという言葉は、一種のレッテルとして用いられ、偏見をもたらすことがあるため問題がある。……幅広い範囲の子どもをカバーできるこの言葉は便利ではあるが、これを使うことで、路上で暮らし、働いている多くの子どもたちのさまざまな生き様やそうなった理由の数々を覆い隠してはならない」（世界子供白書 2006：40）と指摘する。

援助対象の子どもと共にその家族状況をアセスメントした上で、特に親への関わりが強化されていた。絶対的貧困状態から脱出する方法 ——親の就労の場と家族で住む場所を確保する——ための具体的な支援を行い、子どもの通学への奨学金給付条件としても説明しながら、親の変化を促していた。そのような家族環境の変化と併せ、子ども自身への日常的なアプローチを重ねていた。オープンケアセンターでは、生活上のケアサポートをしながら、子ども自身が現在の状況を乗り越えるために、将来への希望を抱けるような支援がなされていた。とりわけ、性暴力被害の子どもが自分自身を解放できる過程を、裁判訴訟への準備期間も含め、保護生活での生活の立て直しと共に実践していた。

前回（2016年科研費助成の現地調査）の過程で得られた、フィリピンのデイケアセンター（保育所）による貧困地域への支援活動に、保護者教育を位置付けている点、そして国立児童養護

施設におけるソーシャルワークを中心とした、「子どもの養護を出来る限り家庭で行えるための支援」への方向転換等の実践は、フィリピンでの子どもの教育とケアにおける課題と困難性に対する展望の方向性を示唆しているのではないかと考えられた。

その側面が、路上やスラムなどの厳しい生活環境下の子どもたちと家族への支援指針としても語られていた。今回のNGOのような多くの組織・団体や専門職とのアプローチがコミュニティ内で実践されている。また家族が帰郷した場合でも、現地の政府職員との連携を通じて、子どもの状況を把握し報告し合うことで、奨学金給付を継続しているとのことであった。本調査では、現地での実践の一端を把握したに過ぎないが、そのような活動の意義は決して少なくはないといえよう。

5 おわりに

フィリピンにおいても、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた努力がなされ、最貧困層への施策は主に社会福祉開発省が担っている。同省が地域での活動を認可しているNGOなどに対しても、政府からの経済的支援はなされていない。「薬とか給食プログラムに支援の寄付はあっても、スタッフの給料への寄付はないので、色々なプログラムから寄せ集めるが、いつも逼迫している。また保護施設は30年が経ち、25人分のベッドがボロボロになっていて新調しなくてはいけない。今はその寄付を募っている」とのお話であった。

しかし政府主催の研修には無料で参加でき、日本を含めた海外での研修にもスタッフを参加させており、他のスタッフへの伝達研修にも注力したいと、ソーシャルワークの質の向上、スタッフの再トレーニングに余念がない。「子どもたちをどう楽しませるか、そしてスタッフもどう楽しむか。一緒にレクリエーションし、楽しい空間づくり、楽しい現場にしないといけない」との意気込みが語られていた。

注

- 1) 厚生労働省『2019年海外情勢報告』、2020年10月7日取得。
<https://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/20/dl/t5-08.pdf>
- 2) 経済産業省、『医療国際展開カントリーレポート 新興国等のヘルスケア市場環境に関する基本情報 フィリピン編』、2020年3月、2020年10月7日取得。
https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/iryoku/downloadfiles/pdf/countryreport_Philippines.pdf
- 3) ただし保護者の同意があり、労働条件・環境が整備され健康、道徳上の問題がなく、また本人の発育発達を阻害しないことを条件として14歳以下の子供にも労働が認められる（太田2018：p. 168）。

引用、参考文献

- (1) 濱西誠司、2013、「フィリピンの貧困およびストリートチルドレンに対するNGOの取り組み」、『ヒューマンケア研究学会誌』Vol. 5 (1) pp. 65-68.

- (2) キャロリン・ソブリチャ他編／徐阿貴他訳、2012、『フィリピンにおける女性の人権尊重とジェンダー平等』、お茶の水書房。
- (3) マリリン・グティエレス／泉康夫訳、2019、『橋の下のゴールド ——スラムに生きるということ』、高文研。
- (4) 松本伊智朗、2010、『子ども虐待と貧困 ——「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』、明石書店。
- (5) 小木曾宏、2009、「世界における児童労働の現状と支援のあり方について ——フィリピン、カンボジアにおけるストリートチルドレン支援に関わって」、『淑徳大学総合福祉学部研究紀要』 Vol. 43、pp. 37-47。
- (6) 太田和宏、2018、『貧困の社会構造分析 ——なぜフィリピンは貧困を克服できないのか』、法律文化社。
- (7) 齋藤梓、岡本かおり、2018、「性犯罪・性暴力被害支援の特徴 ——支援者へのインタビュー調査から」、『目白大学 心理学研究』 Vol. 14、pp. 31-43。
- (8) 渋谷光美、2017、「フィリピンにおける子どもの教育とケアに関する一考察 ——ケアギバー養成教育と子どものケア人材としての活用」、『羽衣国際大学人間生活学部紀要』 Vol. 12、pp. 33-44。
- (9) 渋谷光美、2019、「ライフコースにおけるケアサポートへの一考察 ——フィリピン国立児童養護施設の実情を中心に」、『地域ケアリング』 Vol. 21、No. 10、No. 286、pp. 60-61、北隆館。
- (10) 「ストップ子ども売春」の会、1996、『アジアの蝕まれる子ども ——子ども労働・売春を告発する』、明石書店。
- (11) ユニセフ（国連児童基金）／日本ユニセフ協会広報室訳、2006、『世界子供白書2006 存在しない子どもたち』、日本ユニセフ協会（ユニセフ日本委員会）。

謝辞

本調査への御協力、御支援を頂きました、フィリピン、メトロ・マニラのNGO代表の方、スタッフの皆様方、ケソン市在住の穴田久美子様、Dr. Hernand Delizoに対しまして、深く感謝を申し上げます。

なお本稿は、科学研究費助成事業研究「フィリピンにおける生活困難層の子どもへのケアサポートに関する研究」（課題番号：19K02203、研究代表者：渋谷光美）による研究成果の一部である。